

北海道告示第10890号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年5月21日

北海道知事 鈴木 直道

氏名	業務の種類	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
福田 陽平	はり師 きゅう師	わかば鍼灸院	空知郡南幌町栄町1丁目1-25-203号室	令和6年4月23日
野原 めぐみ	はり師 きゅう師	スキップ訪問マッサージ南幌	空知郡南幌町中央3丁目2番地16号	同 上
野原 めぐみ	はり師 きゅう師	スキップ訪問マッサージ岩見沢	岩見沢市五条西8丁目1-3 102号室	同 上
高橋 昭彦	はり師 きゅう師	訪問鍼灸マッサージ KEiROWさっぽろ中央ステーション	札幌市中央区南3条東2丁目4 二条GCビル901号	令和6年5月8日